

建築設計業務請負契約書約款

改正前	改正後
<p>(指示等及び協議の書面主義)</p> <p>第2条 この契約書に定める<u>催告、指示</u>、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(部分払)</p> <p>第36条の2 履行期間が複数年度にわたる契約について、受託者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分(第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができるものとする。ただし、この請求は、履行期間中1回(継続費予算における契約については、委託者と受託者が協議して定める回数)とする。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>(委託者の損害賠償請求等)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合<u>の割合</u>で計算した額とする。</p> <p>6 [略]</p> <p>(受託者の損害賠償請求等)</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2 第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延に対する</u>遅延利息の率の割合で計算した額の</p>	<p>(指示等及び協議の書面主義)</p> <p>第2条 この契約書に定める<u>指示、催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(部分払)</p> <p>第36条の2 履行期間が複数年度にわたる契約について、受託者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分(<u>次条</u>の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができるものとする。ただし、この請求は、履行期間中1回(継続費予算における契約については、委託者と受託者が協議して定める回数)とする。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>(委託者の損害賠償請求等)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合<u>_____</u>で計算した額とする。</p> <p>6 [略]</p> <p>(受託者の損害賠償請求等)</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2 第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>_____</u>遅延利息の率の割合で計算した額の</p>

遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。